

議案第二十二号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和六十一年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表一中

基本使用料		超過使用料
一〇立方メートルまで	九〇〇円	
一〇立方メートルを越え	一一〇円	
五〇立方メートルまで	一二〇円	
五〇立方メートルを越え	一三〇円	
一〇立方メートルまで	一四〇円	
一〇立方メートルを越え	一五〇円	
五〇立方メートルまで		一立方メートルにつき
五〇立方メートルを越え		
一〇立方メートルまで		
一〇立方メートルを越え		

を

改める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行し、平成四年五月分の使用料から適用する。

基本使用料		超過使用料	
一〇立方メートルまで		一〇立方メートルを超え	一立方メートルにつき
		五〇立方メートルまで	
		五〇立方メートルを超える場合	一四〇円
一、〇六〇円			一三〇円

に